

# 「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」 使用料の助成金制度について

町民の皆さんにご利用いただいている「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」は、安平町商工会が管理している施設で、使用する場合は使用料がかかります。

この制度は、サークル活動や団体が会議などで「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」を利用した場合、支払った使用料を町が団体に助成する制度です。

この助成金制度を利用するためには、団体が登録を受け、助成対象団体となる必要があります。

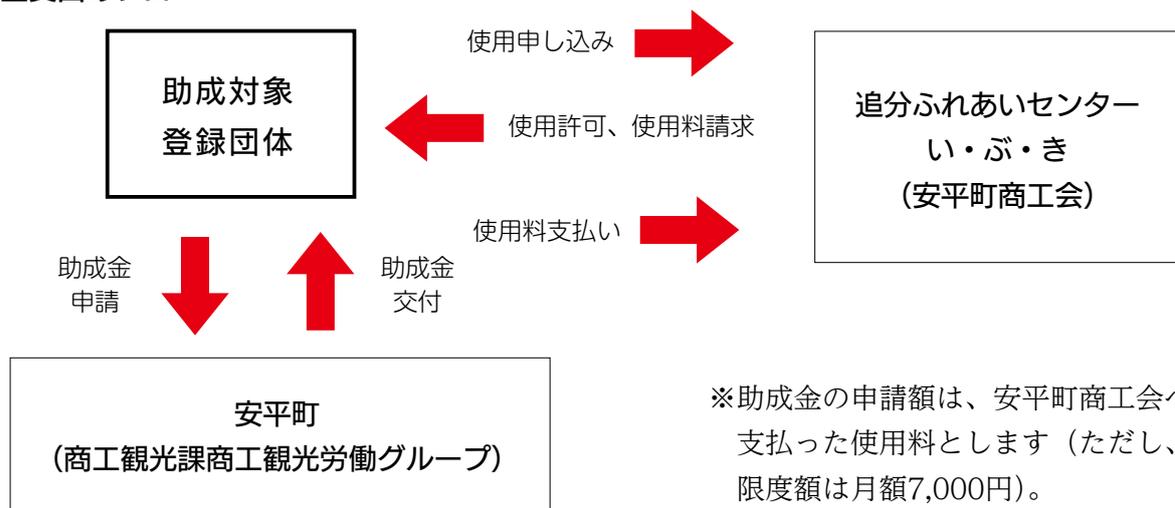
## 助成対象団体となるには

- ・団体が町から認定登録されるには、申請が必要です。
- ・助成金の申請場所は、町窓口（商工観光課商工観光労働グループ）となります。
- ・利用内容によっては、お断りする場合があります。

（例：その団体の使用により、床および壁などを傷める恐れのある場合）

※利用が多くない団体でも、登録を済ませておけば「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」を使用した際は、助成金の申請ができます。

## 助成金支出のフロー



※助成金の申請額は、安平町商工会へ支払った使用料とします（ただし、限度額は月額7,000円）。

## その他

- ・「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」の使用申し込みは、管理者である「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」内、安平町商工会追分支所となります。
- ・活動の目的上、登録できない団体もありますので、下記にお問い合わせください。
- ・営利目的の使用は助成金の対象になりません。

問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ 7083

# 地域おこし協力隊 募集中！

## 募集対象：都市地域在住の方

知人、友人の方で興味や関心がありそうな方がいらっしゃいましたら、  
情報提供にご協力をお願いします。



募集案内は  
こちらから

【問合せ】政策推進課政策推進グループ ☎ 2751